

食品衛生だより

令和2年度 検査所だより 号外

川崎市中央卸売市場
食品衛生検査所
TEL: 975-2245
Fax: 975-2116
mail: 40kensa@city.kawasaki.jp

令和2(2020)年8月発行(vol.2)

食中毒警報が発令されました！

8月18日(火)、神奈川県から**食中毒警報**が発令されました。今年、昨年より**19日遅い**発令となりました。夏期は気温や湿度が高くなり、弁当や魚介類が原因となる**黄色ブドウ球菌**や**腸炎ビブリオ**等の細菌による食中毒が起こりやすくなります。温度管理等、食品の取り扱いには十分気をつけましょう！



夏期食品一斉監視を実施中です

食中毒の発生防止及び不良食品を排除するため、7月から8月にかけて監視指導を強化しています。



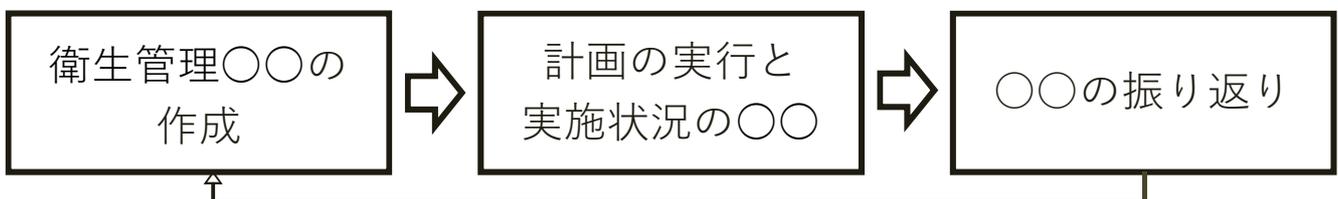
【お願い】 HACCP 衛生管理計画・記録表のご提出をお願いします

令和2年6月1日から、HACCP制度化が開始しました。衛生管理計画・記録表を作成されましたら、検査所(管理棟2階)までご提出をお願いします。FAXやメールでも構いません。



検査所からのクイズ 答は裏面

テーマ：HACCP の流れ ○に当てはまる文字を考えましょう



令和3年6月1日、営業許可・届出制度が変わります

以下に、関係業種についての主な変更点を記載しました。

現在			令和3年6月1日改正後		
食品衛生法	許可	<ul style="list-style-type: none"> 食品の冷凍又は冷蔵業 ※冷凍食品製造業以外 魚介類販売業（冷凍冷蔵包装） 食肉販売業（冷凍冷蔵包装） 乳類販売業 	食品衛生法	届出	許可業種から届出業種に移行されます ※手続は不要
	許可	魚介類加工業 ※魚介類を加工している場合		許可	営業許可の申請が必要です ※① 「水産製品製造業」もしくは、「食品の小分け業」の許可を取る必要があります（事業形態による）
神奈川県条例	届出	食品製造業のうち漬物製造業		許可	営業許可の申請が必要です ※①
	届出	上記以外の食品製造業 ※温度管理が必要な品や短期保存品を扱う場合		届出	新たに営業の届出が必要です ※② 業態によっては「食品の小分け業」等の許可が必要な場合があります ※①
川崎市施行細則	届出	野菜又は果物の販売業		届出	新たに営業の届出が必要です ※② ★食品衛生責任者の設置が必要です
	届出	<ul style="list-style-type: none"> そうざい販売業 菓子販売業 食品販売業 ※温度管理が必要な品や短期保存品を扱う場合		届出	新たに営業の届出が必要です ※②

※① 令和3年6月1日から令和6年5月31日までに許可を取得してください

※② 令和3年6月1日から令和3年11月30日までに営業の届出を行ってください

現在、食品衛生法に基づく許可をお持ちの方は、その許可期限までに新たな許可を取得してください

クイズの答

